

10

東京都の条例改正案をめぐる主な論点

	都の見解	反対意見
判断基準	「18歳未満の登場人物」の年齢や学年を示すセリフや中学校の校舎で授業を受ける場面など「18歳未満」が明らかな場合	年齢設定が不明確なキャラクターも多く、判断基準があいまい
規制対象	強姦(ごうかん)など反社会的な性行為を肯定的に含む作品に限定。「ドラえもん」のしずかちゃんの入浴などは対象外	「肯定的に」などの条文があいまいで、規制対象が恣意(しい)的に拡大される恐れがある
表現の自由	性描写そのものを規制するわけではなく、大人への販売・閲覧も規制対象外のため、表現の自由は侵害しない	行政による規制強化は作り手の創作活動を萎縮(いしゆく)させることにつながり、表現の自由を侵害する



5月中旬の都議会総務委員会では、参考人として両派の識者が出席したが、激しく意見が対立した。

反対派の宮台真司・首都大学東京教授(社会学)は「主観次第で何でも規制対象に入る。無限定な規定は都の恥」。賛成派の産婦人科医赤枝恒雄氏は「性の知識が未熟な子どもは、悪質な性行為をまねす」

「拡大解釈の恐れがある」との懸念は残った。宇都宮健児・日本弁護士連合会会長が反対を表明するなど批判は広がるばかりだ。

石原慎太郎知事は「(改正案の)不十分な部分を修正すればいい。趣旨は正しい」と述べるが、都幹部は「議会の議論の結果を見ないと、修正しようがない」として作業は進んでいない。

民主党は「規制の必要性は認めるが、性に関する子どもへの教育のあり方など根本的な議論も必要」として大幅な条文修正がない限り、採決で

「条文があいまい。規制範囲が広げられる恐れがある。このままでは否決だ」

5月28日、都庁で記者会見した都議会民主党の大沢昇幹事は、改正案への反対理由をこう説明した。

改正案で最も問題とされているのは、18歳未満の漫画キャラクターなどを指す「非実在青少年」という新しい概念

や、「社会規範に反する行為を肯定的に描写」などという条文の抽象的な表現だ。

漫画家や出版界は「規制が無制限に広がり、表現の自由が侵されかねない」と猛反発している。都政与党の自民、公明両党は「子どもを守るために必要な改正」との考えだが、賛成・反対双方の主張の隔たりは埋まっていけない。

5月中旬の都議会総務委員会では、参考人として両派の識者が出席したが、激しく意見が対立した。

反対派の宮台真司・首都大学東京教授(社会学)は「主観次第で何でも規制対象に入る。無限定な規定は都の恥」。賛成派の産婦人科医赤枝恒雄氏は「性の知識が未熟な子どもは、悪質な性行為をまねす」

キャラクターの過激な性描写がある漫画などの子どもへの販売を規制する、東京都青少年健全育成条例の改正案。3月の都議会では賛否が割れて継続審議になり、その後の議論は平行線のままだ。1日開会の6月議会でも可決の可能性はなく、着地点は見えてこない。(岡雄一郎)



性描写ある漫画規制 速い決着

規制対象を明確にしようと、都は4月に実例を挙げた問答集を公表した。

その中で「入浴やシャワーの描写だけでは規制しない」とし、「対象外」の実例として「ドラえもん」のしずかちゃんの入浴シーンや「サザエさん」のワカメちゃんのパンツが見えるシーンなどを挙げた。

反対派の「改正案が通れば普通の漫画も規制される」との批判を意識したものだ。

しかし、個々の具体例をあげても、条文そのものが修正されていないため、反対派の「拡大解釈の恐れがある」との懸念は残った。宇都宮健児・日本弁護士連合会会長が反対を表明するなど批判は広がるばかりだ。

都青少年健全育成条例改正案の要旨

性描写を含む漫画などを18歳未満の子どもの販売しないため、都は改正案で二段構えの対策を想定している。まず、成人向けコーナーでの区分販売などを販売者に努力義務として課す。対象は「年齢や服装などから18歳未満と認識されるキャラクター(非実在青少年)による性行為をみだりに性的対象として肯定的に描写し、子どもの性に関する健全な判断能力の形成を阻害する恐れがある漫画など」。

こうした区分販売などがとられない上、強姦(ごうかん)など著しく社会規範に反する行為を肯定的に描写したものは「不健全図書」に指定し、18歳未満への販売を禁じる。

に置くのは、出版社が自主的に「成人向け」のシールを張った本だけで、この漫画にシールはない。書店の担当者は「店が一冊ずつ内容をチェックするのは無理。基準が難しいし、人手も足りない」。

都が規制対象に想定するのは大半が漫画だ。レンタルビデオ店などでは問題となる作品は、成人向けコーナーに置かれている例がほとんどだといふ。

都は現行条例でも、性描写を含む漫画などの子どもに対する販売を規制している。だが、性行為がほぼ全編に描かれた作品に限っており、内容が過激でも部分的なら対象外。児童買春・児童ポルノ禁止法は写真など実写のほか、実在の子どもの作品は対象になるが、架空のキャラクターは規制されない。都幹部は「誰もが子どもに見せたくなと思う漫画が一般向けのコーナーで売られている。野放しにできない実態を直視してほしい」と理解を求めている。

改正案が想定しているのは、どのような漫画なのか。都が「規制対象になる」としている作品の一つには、学校の制服姿の義妹と義兄の性行為シーンが計16分にわたって描かれている。妹が校舎内で2年生の教室に入る場面もあり、高校生であっても「18歳未満」と特定できるという。

東京都新宿区内の大型書店の漫画売り場では、購入者の年齢制限のないコーナーに、この漫画があった。